

東北文化学園専門学校 学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本校は、学校教育法に基づき、高等学校における教育の基礎の上に、工業、医療、教育・社会福祉、商業実務分野に関する専門的な知識と技能を修得させるとともに、豊かな人間性を培い、社会の発展のために役立つ有為な人材の育成を目的とする。

(自己点検及び自己評価)

第1条の2 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について、自己点検及び自己評価を行うものとする。

2 自己点検及び自己評価に関し、必要な事項は別に定める。

(名称)

第2条 本校は、東北文化学園専門学校と称する。

(位置)

第3条 本校の位置を、宮城県仙台市青葉区国見六丁目45番16号に置く。

第2章 課程、学科、定員、休業日等

(専門課程、学科、科、定員、修業年限等)

第4条 本校に、専門課程を置き、その学科、科、定員、修業年限等は、次のとおりとする。

課 程	学 科 名	科 名	昼夜 の別	定 員		男女 の別	修業 年限
				入学	総定員		
医療専門課程	医療技術学科	視能訓練士科	昼	40人	120人	男女	3年

2 本校に専攻科を置き、その学科、科、定員、修業年限等は、次のとおりとする。

学 科 名	科 名	昼夜 の別	定 員		男女 の別	修業 年限
			入学	総定員		
建築デザイン学科	建築士専攻科	昼	30人	30人	男女	1年
医療ビジネス学科	診療情報管理士専攻科	昼	40人	40人	男女	1年

3 学生は、定められた修業年限の2倍に相当する年数を超えて在学することはできない。
ただし、原則として1学年の在学期間は、2年までとする。

4 始業及び終業の時刻については、校長が別に定める。

(学年)

第5条 学年は、4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

(学期)

第6条 学期は、次のとおりとする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から3月31日まで

(休業日等)

第7条 休業日は、次のとおりとする。ただし、第3号から第5号までの休業期間の始期及び終期は、年度により別に定める。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日（日曜日に当たるときは、その翌日）
- (3) 夏季休業
- (4) 冬季休業
- (5) 春季休業
- (6) 開学記念日 4月27日
- (7) その他校長が必要と認める日

2 前項の休業日にかかわらず、教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があるときは、授業を行うことがある。

第3章 入学、欠席、休学、退学等

(入学時期)

第8条 入学の時期は、学年の始期の4月とする。

(入学資格)

第9条 本校の入学資格者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）又は、大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）により文部科学大臣の行う認定試験又は資格検定に合格した者
- (7) 修業年限が3年の専修学校の高等課程を卒業した者
- (8) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、本校において、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認めた者
- (9) 本校において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認めた者で、18歳に達した者

(専攻科への入学資格)

第9条の2 専攻科への入学資格は、次のとおりとする。

- (1) 診療情報管理士専攻科の入学資格は、本校の医療秘書科又は医療情報管理科を卒業又は卒業見込みで本校の定めた教科目の単位を修得している者又は同等の教育課程を修了したと認められた者
- (2) 建築士専攻科の入学資格は、本校の建築土木科又はインテリア科を卒業又は卒業見込みで本校の定めた教科目の単位を修得している者又は建築士法第15条第一号の規定により二級建築士受験資格を有する者

(入学手続)

第10条 本校の入学手続は、次のとおりとする。

- (1) 本校に入学を希望する者は、本校所定の入学願書に、出身校の調査書、入学検定料を添えて、期日内に願出しなければならない。

- (2) 前項の手續を終了した者に対して、選考を行い、校長がこれを決定する。
- (3) 入学を許可された者は、本校が指定した期日までに、入学金納入等の入学手續をしなければならない。ただし、指定した期日までに入学手續をしない者の入学許可は、取り消すことがある。

(再入学、編入学及び転入学)

第11条 削除

(欠席)

第12条 学生が病気その他やむを得ない事由により欠席する場合は、その理由を明記して、すみやかに校長に届出なければならない。

(出席停止)

第13条 学生が伝染病にかかり若しくはその恐れがあるとき、又はその他の理由で校長が必要と認めるときは、その学生に対し出席停止を命ずることがある。

(忌引)

第14条 学生が親族等の死亡により忌引を願い出るときは、これを許可することがある。

(休学)

第15条 疾病その他やむを得ない事由により、2か月以上欠席する場合は、保証人連署の上、その理由を記して校長に休学を願い出ることができる。

- 2 休学期間は、1年以内とする。ただし、引き続き休学を要する場合は、更に1年の休学を許可することがある。
- 3 休学期間は、在学期間の年数に算入しない。
- 4 休学期間が満了し、又は休学期間中にその事由が消滅した場合は、復学を願い出ることができる。

(退学)

第16条 学生が退学しようとするときは、その理由を明記し、保証人連署の上、所定の退学願を校長に提出し、許可を受けなければならない。

(除籍)

第17条 次のいずれかに該当する者は、除籍する。

- (1) 第4条第2項に定める在学年限を超えた者
- (2) 第15条第2項に定める休学期間を超えてなお修学できない者
- (3) 授業料等の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (4) 病気その他の事故により、成業の見込みがないと認められる者
- (5) 死亡した者

(身上異動)

第18条 学生及び保護者の氏名、本籍、住所等の身上事項について異動があったときは、すみやかに校長に届出なければならない。

第4章 教育課程、試験、進級、卒業等

(教育課程)

第19条 本校の教育課程及び授業時数は、別表のとおりとする。

(試験等)

第20条 毎学期末にその学期に履修した科目について、試験等を行う。

2 試験等の評価は、別に定める。

3 各学生に関し授業科目ごとに、出席時数が指定時数の3分の2未満の履修科目については、修得の認定を行わない。

(授業時間及び単位の計算)

第21条 授業時間は、別表の教育課程により、時間の科目単位換算は、次による。

(1) 講義は15時間をもって、演習及び卒業研究は15時間から30時間までをもって1単位とする。

(2) 実験、実習、実技、卒業制作等は、30時間から45時間までをもって1単位とする。

(進級及び卒業)

第22条 進級は、試験等により別表の教育課程における学年の所定授業科目を修得した者に限り認める。

2 本校において、第4条第1項の専門課程に所定期間在学し、かつ、試験等により別表の教育課程における所定授業科目を修得して全課程を修了したと校長が認めた者には、卒業証書を授与する。

(専門士の称号授与)

第23条 前条第2項の規定により全課程を修了した者には、下表のとおり専門士の称号を授与する。

課 程	学科名	科 名	称 号
医療専門課程	医療技術学科	視能訓練士科	専門士（医療専門課程）

[参考 上表外第4条第1項の課程学科に係る称号授与見込

専門士称号授与に係る文部科学省告示手続については、その修了生に係る最初の称号授与予定年度に行うものとする。]

第24条 削除

第5章 科目等履修生

(科目等履修生)

第25条 本校において開設する授業科目に対し、本校生徒以外の者から特定の科目について履修申請があった場合には、本校の教育に支障がない限り、選考の上科目等履修生として当該科目の履修を許可することができる。

2 その他科目等履修生に関する事項は別に定める。

第6章 教職員

(教職員)

第26条 本校に、次の教職員を置く。

校 長	教 員	講 師	事務職員	校 医
1 人	5 人以上	3 人以上	2 人以上	1 人

(副校長及び教頭)

第26条の2 本校に、副校長及び教頭を置くことができる。

2 前項に関し、必要な事項は、別に定める。

(専門学校運営会議)

第 27 条 本校に、専門学校の運営管理に関する重要事項を審議するため専門学校運営会議（以下「運営会議」という。）を置く。

2 運営会議に関し必要な事項は、別に定める。

第 7 章 入学金、授業料等

(学納金)

第 28 条 入学金、年間の授業料等は、次のとおりとする。

(単位：円)

科 名	入学金	授業料(実験実習費含む。)	施設設備費	教育充実費
建築士専攻科	100,000	380,000	120,000	70,000
診療情報管理士専攻科	100,000	380,000	100,000	50,000
視能訓練士科	120,000	820,000	160,000	70,000

2 入学検定料は、20,000 円とする。

3 入学時には入学金、各年次にはその他学納金の年額を納入しなければならない。

4 学納金は、出席の有無にかかわらず指定日までに納入しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、学生が休学したときは、休学する学期の授業料及び施設設備費を免除することがある。

6 既に納入した入学金、授業料及び施設設備費は、原則として返還しない。

7 退学を許可され、除籍を命ぜられた者は、在籍期間分の学納金を納付しなければならない。

第 8 章 賞罰

(表彰)

第 29 条 学生がその成績、性行ともに優れ、他の模範となる場合は、表彰することがある。

(懲戒)

第 30 条 学生が本校の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為があった場合は、所定の手続きによって懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次のいずれかに該当する学生に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなくて出席常でない者

(4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第 9 章 附帯教育事業

(附帯教育事業)

第 31 条 本校は附帯教育事業として講座を設置することができる。なお、附帯教育事業に関する事項は、この条において定めるものとする。

第 10 章 補則

(健康診断)

第 32 条 学生の健康保持、疾病予防のため、毎年定期健康診断を行う。

(その他)

第 33 条 この学則の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この学則は、昭和 59 年 4 月 1 日から実施する。

[以下、昭和 62 年から平成 17 年までの一部改正の附則を省略する。]

附 則（平成 18 年 2 月 28 日 理事会）

この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行し、その第 23 条は、平成 18 年 3 月 1 日から適用する。

附 則（平成 18 年 5 月 23 日 理事会）

- 1 この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 18 年 4 月入学までの在校生の取扱い、次のとおりとする。
 - (1) 科名・教育課程― 入学時の科名・教育課程のまま在学させ、卒業時まで現状を維持する。
 - (2) 学納金― 入学時の規定による学納金を維持し、一切の変更を行わない。
 - (3) 総合介護福祉科は、平成 19 年度の募集を停止し、平成 21 年 3 月 31 日限りで廃止する。

附 則（平成 18 年 5 月 23 日 理事会、平成 18 年 9 月 22 日 理事会）

- 1 この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 18 年 4 月入学までの在校生の取扱い、次のとおりとする。
 - (1) 科名・教育課程― 入学時の科名・教育課程のまま在学させ、卒業時まで現状を維持する。
 - (2) 学納金― 入学時の規定による学納金を維持し、一切の変更を行わない。

附 則（平成 19 年 3 月 6 日 理事会）

この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行し、その第 23 条は、平成 19 年 3 月 1 日から適用する。

附 則（平成 19 年 11 月 13 日 理事会）

- 1 この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 19 年 4 月入学までの在校生の取扱い、次のとおりとする。
 - (1) 科名・教育課程― 入学時の科名・教育課程のまま在学させ、卒業時まで現状を維持する。
 - (2) 学納金― 入学時の規定による学納金を維持し、一切の変更を行わない。
 - (3) 建築デザイン科は、平成 20 年度の募集を停止し、平成 22 年 3 月 31 日限りで廃止する。
 - (4) 情報ビジネス科は、平成 20 年度の募集を停止し、平成 21 年 3 月 31 日限りで廃止する。
 - (5) 医療情報管理科は、平成 20 年度の募集を停止し、平成 21 年 3 月 31 日限りで廃止する。

附 則（平成 20 年 2 月 7 日 理事会）

- 1 この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行し、第 23 条及び第 24 条は、平成 20 年 3 月 1 日から適用する。

附 則（平成 20 年 3 月 4 日 理事会）

- 1 この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 20 年 4 月入学までの在校生の取扱い、次のとおりとする。
 - (1) 科名・教育課程― 入学時の科名・教育課程のまま在学させ、卒業時まで現状を維持する。
 - (2) 学納金― 入学時の規定による学納金を維持し、一切の変更を行わない。
 - (3) 社会福祉心理科は、平成 21 年度の募集を停止し、平成 24 年 3 月 31 日限りで廃止する。
 - (4) 専門介護福祉科は、平成 21 年度の募集を停止し、平成 23 年 3 月 31 日限りで廃止する。
 - (5) 視能訓練士科は、平成 21 年度の募集を停止し、平成 23 年 3 月 31 日限りで廃止する。

附 則（平成 20 年 7 月 24 日 理事会）

この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行し、別表介護福祉科教育課程表は平成 21 年度入学生から適

用する。

附 則（平成 21 年 2 月 18 日 理事会）

この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行し、第 23 条及び第 24 条は、平成 21 年 3 月 1 日から適用する。

附 則（平成 21 年 5 月 29 日 理事会）

この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 2 月 24 日 理事会）

1 この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行し、第 23 条は、平成 22 年 3 月 1 日から適用する。

2 平成 21 年 4 月入学までの在校生の取扱いは、次のとおりとする。

- （1） 科名・教育課程― 入学時の科名・教育課程のまま在学させ、卒業時まで現状を維持する。
- （2） 学納金― 入学時の規定による学納金を維持し、一切の変更を行わない。
- （3） 保育福祉科は、平成 22 年度の募集を停止し、平成 24 年 3 月 31 日限りで廃止する。

附 則（平成 22 年 8 月 31 日 理事会）

この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 12 月 7 日 理事会）

この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 1 月 19 日 理事会）

この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 2 月 23 日 理事会）

この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 4 月 21 日 理事会）

この学則は、平成 23 年 4 月 21 日から施行し、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 23 年 9 月 15 日 理事会）

この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 1 月 19 日 理事会）

この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 2 月 23 日 理事会）

この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 29 日 理事会）

この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行し、第 20 条第 3 項は、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 25 年 2 月 28 日 理事会）

この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 6 月 25 日 理事会）

この学則は、平成 25 年 6 月 25 日から施行し、第 23 条及び第 24 条は、平成 25 年 3 月 1 日から適用

する。

附 則（平成 25 年 7 月 23 日 理事会）
この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 10 月 22 日 理事会）
この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 1 月 28 日 理事会）
この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行し、第 23 条は、平成 26 年 3 月 1 日から適用する。

- 附 則（平成 27 年 1 月 27 日 理事会）
- 1 この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行し、第 4 条の 2 及び別表こども未来科教育課程表は平成 27 年度入学生から適用する。
 - 2 平成 26 年 4 月入学までの在校生の取扱いは、次のとおりとする。
 - (1) 科名・教育課程－ 入学時の科名・教育課程のまま在学させ、卒業時まで現状を維持する。
 - (2) 学納金－ 入学時の規程による学納金を維持し、一切の変更を行わない。

- 附 則（平成 27 年 11 月 24 日 理事会）
- 1 この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
 - 2 平成 27 年 4 月入学までの在校生の取扱いは、次のとおりとする。
 - (1) 科名・教育課程－ 入学時の科名・教育課程のまま在学させ、卒業時まで現状を維持する。
 - (2) 学納金－ 入学時の規定による学納金を維持し、一切の変更を行わない。
 - (3) 環境エクステリア科は、平成 28 年度の募集を停止し、平成 29 年 3 月 31 日限りで廃止する。
 - (4) 福祉住環境デザイン科は、平成 28 年度の募集を停止し、平成 29 年 3 月 31 日限りで廃止する。
 - (5) バイオ環境科は、平成 28 年度の募集を停止し、平成 29 年 3 月 31 日限りで廃止する。
 - (6) 診療情報管理士科は、平成 28 年度の募集を停止し、平成 30 年 3 月 31 日限りで廃止する。
 - (7) 臨床工学科は、平成 28 年度の募集を停止し、平成 30 年 3 月 31 日限りで廃止する。

附 則（平成 28 年 11 月 22 日 理事会）
この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

- 附 則（平成 29 年 12 月 19 日 理事会）
- 1 この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
 - 2 平成 29 年 4 月入学までの在校生の取扱いは、次のとおりとする。
 - (1) 科名・教育課程－ 入学時の科名・教育課程のまま在学させ、卒業時まで現状を維持する。
 - (2) 学納金－ 入学時の規定による学納金を維持し、一切の変更を行わない。
 - (3) 建築士専攻科は、平成 30 年度の募集を停止し、平成 30 年 3 月 31 日限りで廃止する。
 - (4) こども未来科は、平成 30 年度の募集を停止し、平成 32 年 3 月 31 日限りで廃止する。

附 則（平成 30 年 9 月 25 日 理事会）
この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 11 月 27 日 理事会）
この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 12 月 18 日 理事会）

この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（2020 年 3 月 24 日 理事会）

- 1 この学則は、2020 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第 1（第 19 条関係）＜商業実務専門課程 医療ビジネス学科 医療秘書科＞＜商業実務専門課程 医療ビジネス学科 医療情報管理科＞＜商業実務専門課程 医療ビジネス学科 診療情報管理士専攻科＞の規定は、2020 年度の入学者から適用する。なお、2019 年度以前の入学者については、改正後の学則にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（2020 年 7 月 28 日 理事会）

- 1 この学則は、2021 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 28 条の規定は、2021 年度の入学者から適用する。なお、2020 年度以前の入学者については、改正後の学則にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表第 1（第 19 条関係）＜教育・社会福祉専門課程 総合福祉学科 介護福祉科＞＜教育・社会福祉専門課程 総合福祉学科 社会福祉科＞の規定は、2021 年度の入学者から適用する。なお、2020 年度以前の入学者については、改正後の学則にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（2025 年 3 月 25 日 理事会）

- 1 この学則は、2025 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 2023 年 4 月入学までの在校生の取扱いは、次のとおりとする。
 - （1） 科名・教育課程は、入学時の科名・教育課程のまま在学させ、卒業時まで現状を維持する。
 - （2） 学納金は、入学時の規定による学納金を維持し、一切の変更を行わない。
 - （3） 建築土木科は、2024 年度の募集を停止し、2025 年 3 月 31 日限りで廃止する。
 - （4） インテリア科は、2024 年度の募集を停止し、2025 年 3 月 31 日限りで廃止する。
 - （5） 医療秘書科は、2024 年度の募集を停止し、2025 年 3 月 31 日限りで廃止する。
 - （6） 医療情報管理科は、2024 年度の募集を停止し、2025 年 3 月 31 日限りで廃止する。
 - （7） 介護福祉科は、2024 年度の募集を停止し、2025 年 3 月 31 日限りで廃止する。
 - （8） 社会福祉科は、2024 年度の募集を停止し、2025 年 3 月 31 日限りで廃止する。
 - （9） 視能訓練士科は、2024 年度の募集を停止し、2026 年 3 月 31 日限りで廃止する。
 - （10） 建築士専攻科は、2026 年度の募集を停止し、2026 年 3 月 31 日限りで廃止する。
 - （11） 診療情報管理士専攻科は、2026 年度の募集を停止し、2026 年 3 月 31 日限りで廃止する。

工業専門課程 建築デザイン学科 建築士専攻科

科目種類	授業科目名	単位	授業方法	履修要件	週 時 数			
					1 年 次			合 計
					I 期	II 期	III 期	
専門 教育 科目	建築計画	5.5	講 義	必 修	6			6
	建築法規	6.5	講 義		7			7
	建築構造	7	講 義		8			8
	建築施工	6.5	講 義		7			7
	建築士講座Ⅰ	3.5	演 習		8			8
	建築士講座Ⅱ	2	演 習			8		8
	設計製図	7	演 習			24		24
	建築積算	1	演 習				3	3
	確認申請実務	2	演 習				6	6
	施工品質管理	2	講 義				3	3
	施工図演習	1	演 習				3	3
	インテリアデザイン演習	1	演 習				3	3
	計	45		履修単位45	36	32	18	86
総合科目	ビジネス講座	2	講 義	必 修			3	3
	E x c e l 実務	1	演 習				3	3
	生活・就職指導	0	指 導		1	1	1	3
	計	3		履修単位3	1	1	7	9
開設授業科目の単位・週時数の合計		48		－	37	33	25	95
修了に係る単位及び週時数の合計		48		－	37	33	25	95
(修了に係る授業時間数は、週時数に学期ごとの週数を乗じた数)					(37×14)	(33×9)	(25×10)	
修了に係る授業時間数合計（右端合計欄は総数）					518	297	250	1,065

商業実務専門課程 医療ビジネス学科 診療情報管理士専攻科

科目種類	授業科目名	単位	授業方法	履修要件	週時数		
					1 年次		合計
					前期	後期	
基礎教育科目	病院英会話	2	講義	必修	1	1	2
	計	2		履修単位2	1	1	2
専門教育科目	医療管理論	6	講義	必修	3	3	6
	医療統計Ⅰ	2	講義		1	1	2
	医療統計Ⅱ	2	講義		1	1	2
	診療情報管理論	4	講義		2	2	4
	コーディング演習	4	演習		4	4	8
	診療情報管理士実習Ⅰ	2	実習		6		6
	DPC演習	2	演習		2	2	4
	Access演習	2	演習		2	2	4
	Power Point演習	2	演習		2	2	4
	診療情報管理士試験対策	4	講義		2	2	4
	レセプト点検	2	講義		2		2
	診療報酬総合演習	2	演習		2	2	4
	医療文書作成	2	演習		2	2	4
	診療情報管理士医学総論Ⅰ	2	講義		1	1	2
	診療情報管理士医学総論Ⅱ	4	講義		2	2	4
	診療情報管理士実習Ⅱ	2	実習	選択		6	6
	計	44		履修単位44	34	32	66
総合科目	生活・就職指導	0	指導	必修	1	1	2
	計	0		履修単位0	1	1	2
開設授業科目の単位・週時数の合計		46		-	36	34	70
修了に係る単位及び週時数の合計		44		-	36	28	64
(修了に係る授業時間数は、週時数に学期週数中15週を乗じた数)					(64×15)		(64×15)
修了に係る授業時間数合計(右端合計欄は総数)					960		960

医療専門課程 医療技術学科 視能訓練士科

科目種類		指定規則科目単位	授業科目名	単位	授業方法	履修要件	週 時 数						
							1 年 次		2 年 次		3 年 次		合 計
							前期	後期	前期	後期	前期	後期	
基礎 教 育 科 目	科学的思考の基盤 人間と生活 14 ≦	医学英語Ⅰ	2	演 習	必 修	2	2					4	
		医学英語Ⅱ	2	演 習				2	2			4	
		コンピュータ入門	2	演 習		2	2					4	
		数学	3	講義・演習		4						4	
		統計学	1	演 習			2					2	
		国語表現	2	演 習		2	2					4	
		生物学	2	講 義		2						2	
		計	14			履修単位14	12	8	2	2	0	0	24
専 攻 基 礎 系	人体の構造と機能 及び心身の発達 8 ≦	解剖生理学	4	講 義	必 修	2	2					4	
		解剖生理学実習	1	実 習				3				3	
		心理測定法	2	講 義		2						2	
		臨床心理学	2	講 義			2					2	
		小 計	9			履修単位9	4	4	3	0	0	0	11
	疾病と障害の成り立ち 及び回復過程の促進 8 ≦	医学概論（医療概念、病理）	2	講 義	必 修	2						2	
		看護・保健概論	2	講 義				2				2	
		精神衛生学	2	講 義					2			2	
		臨床医学Ⅰ	1	講 義				1				1	
		臨床医学Ⅱ	1	講 義					1			1	
	小 計	8		履修単位8	2	0	3	3	0	0	8		
	視覚機能の基礎と 検査機器 8 ≦	視覚生理学	2	講 義	必 修	2						2	
		生理光学	2	講 義		2						2	
		視器の解剖・生理学	3	講義・演習		2	2					4	
		眼光学	3	講義・演習		2	2					4	
		小 計	10			履修単位10	8	4	0	0	0	0	12
	保健医療福祉と 視能障害の リハビリテーションの理念 5 ≦	公衆衛生学	2	講 義	必 修				2			2	
		社会福祉学	2	講 義				2				2	
		保育学	2	講 義				2				2	
		小 計	6			履修単位6	0	0	4	2	0	0	6
	計	33		履修単位33	14	8	10	5	0	0	37		
専 門 教 育 科 目	基礎視能矯正学 10 ≦	視能矯正学概論・関係法規	1	講 義	必 修	1						1	
		視能矯正学総論	1	講 義			1					1	
		視能矯正学各論Ⅰ	1	講 義				1				1	
		視能矯正学各論Ⅱ	2	講 義				1	1			2	
		生理光学実習	2	実 習		2	2					4	
		視覚生理学実習	2	実 習			4					4	
		視能矯正学特論	3	講 義							3	3	
		小 計	12		履修単位12	3	7	2	1	0	3	16	
	視能検査学 10 ≦	薬理学	2	講 義	必 修			2				2	
		視能検査学入門	1	講 義		1						1	
		視能検査学Ⅰ	2	講義・演習			3					3	
		視能検査学Ⅱ	1	講義・演習			2					2	
		視能検査学Ⅲ	2	講義・演習				3				3	
		視能検査学Ⅳ	2	講義・演習				3				3	
		視能検査学実習Ⅰ	1	実 習					3			3	
		視能検査学実習Ⅱ	1	実 習					3			3	
		視能検査学特論	4	講 義							4	4	
		小 計	16		履修単位16	1	5	8	6	0	4	24	
	視能障害学 6 ≦	眼疾病学	4	講 義	必 修	2	2					4	
		神経眼科学	4	講 義				2	2			4	
		ロービジョン学	1	講義・演習					2			2	
	小 計	9		履修単位9	2	2	2	4	0	0	10		
	視能訓練学 10 ≦	視能訓練学Ⅰ	2	講義・演習	必 修			3				3	
		視能訓練学Ⅱ	2	講義・演習				3				3	
		視能訓練学Ⅲ	1	講 義					1			1	
		視能訓練学Ⅳ	1	講 義					1			1	
		視能訓練学実習Ⅰ	1	実 習					3			3	
		視能訓練学実習Ⅱ	1	実 習					3			3	
		視能訓練学特論	4	講 義							4	4	
		小 計	12		履修単位12	0	0	6	8	0	4	18	
	臨地実習 14 ≦	視能臨床実習Ⅰ	7	実 習	必 修					21		21	
		視能臨床実習Ⅱ	7	実 習						21		21	
		小 計	14		履修単位14	0	0	0	0	42	0	42	
	臨床実習セミナー		2	講 義	必 修					2		2	
	小 計		65		履修単位65	6	14	18	19	44	11	112	
	計		98		履修単位98	20	22	28	24	44	11	149	
総 合 科 目	実用国語		1	演 習	必 修						2	2	
	秘書実務講座		1	演 習				2				2	
	生活・職業指導		0	指 導		1	1	1	1	1	1	6	
	計		2		履修単位2	1	1	3	1	1	3	10	
開設授業科目の単位・週時数合計				114		－	33	31	33	27	45	14	183
修了に係る単位及び週時数の合計				114		－	33	31	33	27	45	14	183
（修了に係る授業時間数は、週時数に学期週数中15週を乗じた数）							(64×15)		(60×15)		(59×15)		(183×15)
修了に係る授業時間数合計（右端合計欄は総数）							960		900		885		2,745